

論 説

ワシントン・コンセンサスに対する日本政府の対応 アジア通貨危機の中で

奥 田 宏 司

目 次

はじめに	・ アジア通貨基金構想から新宮沢構想へ
・ アジア通貨危機を見る基本視点	1) アジア通貨基金構想の「挫折」
吉富勝氏の議論の検討	2) 新宮沢構想とIMF批判
・ 世界銀行の金融自由化戦略と『東アジアの奇跡』	・ むすびに代えて
1) 1980年代末における調査・検討	「円の国際化」議論の位置
2) 世銀の「自由化推進政策」の確立	
3) レビー報告への日本政府の対応	
4) 『東アジアの奇跡』をめぐる	

はじめに

筆者は、以前、次ぎのような趣旨のことを書いていた。「日本は80年代の資本主義世界が抱える二つのファイナンス問題　アメリカの経常赤字増大と途上国債務累積危機　への対処を余儀なくされた」¹⁾。すなわち、日本は1980年代に膨大な資金を対外投資（ジャパンマネー）に当て、もって「ドル体制」を支えてきたのであるが、「日本はそれまで続いてきたGATT、IMFの世界経済の枠組み、また、世界銀行、国際開発金融諸機関等を改革するリーダーシップを発揮できないまま、それは依然としてアメリカに握られたまま、資金の出し手としてのみその役割を果たしたのである」²⁾。

しかし、1980年代末から90年代にかけて日本政府は世界銀行やIMFを批判しはじめる。その批判は当然、部分的にアメリカとの対抗関係を生み出し、また、それらの国際機関において支配的な経済理論（新古典派経済理論）への批判となっていた。すなわち、ワシントン・コンセンサスと呼ばれる「体系」への批判が断続的に展開されていったのである。

それでは、日本のワシントン・コンセンサス批判のバックボーンはどのようなものであったのだろうか。日本の世銀、IMFへの批判は、日本の経済成長に対する「自信」を伴っていたと

言えよう。海外経済協力基金（OECD）は世界銀行の市場主義的な「金融自由化政策」を批判する際に、次ぎのようなことを述べている。「優遇税制や政策金融を柱として戦略部門を中心とする投資促進を図った戦後日本の財政・金融政策の経験は1つの参考となろう」³⁾。また、小論では触れられないが、通産省もロシアの経済再建にあたってIMFのプランを批判し、日本の経済発展から学ぶべきであると主張している⁴⁾。

もちろん、日本の対外政策の基本は「対米協調」で貫かれていて、ワシントン・コンセンサスへの批判は日本政府において一貫したものとは言えないであろう。しかし、世界銀行、IMFに対する批判は本文で見ると、ときに厳しいものであった。

小論では日本政府によるワシントン・コンセンサスへの3つの対応を論じていきたい。1つは、1980年代末から90年代初めにかけての途上国の金融自由化をめぐる世銀批判である。このときの世銀批判が世界銀行の有名な『東アジアの奇跡』の刊行につながっていった。次に、1997年タイで勃発したアジア通貨危機直後に打ち出されたアジア通貨基金（AMF）構想である。アジア通貨危機そのものがワシントン・コンセンサスの「破綻」を示すものであり、AMF構想はIMFへの痛烈な批判であった。第3に、アジア通貨基金構想は「頓挫」するが、アジアにおける協調体制の構築については、日本や各国のIMF批判と相俟って、アジア各国や途上国を中心に賛同を得、形を替えながら、また規模は小さくなりながらであるが、実質的なものになっていった。それが新宮沢構想である。

以下、これら3つの日本政府による対応を見ていくが、その前にアジア通貨危機の基本的な分析視点をはっきりさせておきたい。そのために一つの著書を検討しよう。

・ アジア通貨危機を見る基本視点 吉富勝氏の議論の検討

アジア通貨危機に関して内外において実に多くの著書、論文が発表されてきた。そのなかで検討しなければならない著書の1つは、吉富 勝氏の『アジア経済の真実』（東洋経済新報社、2003年）である⁵⁾。なぜ、この著書を取り上げたかということ、氏が1999年から4年間、アジア開発銀行（ADB）の研究所長として勤務され、本書はその間におけるアジア通貨危機に関するADBの50冊ものワーキングペーパーを基礎にして出来上がっているということ、本書に記載されている内容が日本国内のみならずアジア各国に広く流布しているということ、本書が3ヶ月間の「仮眠不休」（はしがき）の仕事であるということ、これらのことに鑑み、本書を検討するのである。とくに、吉富氏がワシントン・コンセンサスといわれる「経済理論」と諸政策に対してどのようなスタンスをとられているのか、注目してみたい。

ワシントン・コンセンサスについて、榊原英資氏（氏は大蔵省国際金融局長、財務官を歴任）は氏の著書（『為替がわかれば世界がわかる』文芸春秋、2002年）において次のように述べら

れている。少し長いが引用しよう。「アメリカ政府，IMF，あるいは，世界銀行といったワシントンに本拠をもつグループの基本的な経済政策上のものの考え方は，しばしば，ワシントン・コンセンサス（ワシントンの合意）と呼ばれています。この「新古典派的」合意を簡単に要約すれば，適切（新古典派的）なマクロ政策と，貿易と資本の自由化ということができのうでしょう。東アジア危機でのIMFの処方箋に対する批判の本質的な部分は，実はこのワシントン・コンセンサス，さらには新古典派的経済政策の枠組みをどう考えるかというところにあります。多くのエコノミストたちがアジア危機に対するIMFの対応を批判しながらも，かならずしもIMFや国際金融システムの抜本的改革に賛成しないのも，彼らがぎりぎりのところでは，この新古典派的枠組みから出られないところにあります」（126 - 127ページ，下線は引用者）。

以上の榊原氏のワシントン・コンセンサスについての見解を受けて，吉富氏の主要な主張を見ていこう。吉富氏は，序章の冒頭で次ぎのように言われる。「30年も安定した高度成長を続け，『奇跡』とまで呼ばれた東アジア経済が，なぜ突然，1997 - 98年の金融危機に陥ったのだろうか」（2ページ），「『奇跡』と『危機』の間を結びつけていたリンク，いわばミッシング・リングはいったい何だったのだろうか」（同），「（アジア経済の）弱点は，単に縁故主義といった短絡的なものではない。そんな短絡的な理解では，縁故主義がどうやって30年もの高成長という『奇跡』を生んだのか，説明できないからだ」（同）。

私たち多くの研究者も，吉富氏と同様にずっとこのような疑問を抱いてきた⁶⁾。氏はこれらの疑問を解明するために，2つの基本的視角を提示される。1つの視角は，「国際金融論とバランスシート論」と言われ，第1に，アジア危機の際には，資本収支の変動が経常収支の変動を規定しており，アジア通貨危機は従来の経常収支の悪化を原因とするものではなく，「資本収支危機」⁷⁾（3ページ）であった。第2に，しかも，資本収支の主要項目は短期資本であり，第3に，ここに2つのミスマッチがあった。1つは「満期上のミスマッチ」であり，もう1つは外貨を自国通貨へ転換する「通貨上のミスマッチ」であった（12 - 13ページ）。

しかし，これらの指摘は意欲的であるとしても，現時点ではとくに目新しいものではない⁸⁾。アジア通貨危機が基本的に経常収支赤字を原因とするものではないということ，短期資本の流入出が原因であることについては，多くの著書に共通していることである。また，表現はともかく，2つのミスマッチがあったということも現時点ではほとんど常識になっている。しかし，吉富氏が言われる上記の指摘は，氏と同様にわれわれにとってもアジア通貨危機の根本的解明にあたり，第一の視角としなければならないものである。

とはいえ，氏の上記の指摘で充分であろうか。氏は以下の点を無意識にか，あるいは意識的にか，見落とされている。「資本収支」の中心部分が短期の外貨であるが，その外貨建短資の流入出が，どのような環境のもとで，またどのような主体によって起こされたのか。外貨建短

資を投入した機関が米・欧・日の金融機関であったことを忘れてはならない。この視点を欠くと、危機の本質を見失うことになりかねない。意味のない「中立性」を装うことになってしまう。

つまり、外貨建短資の流入出が、80年代末から90年代に進行した「金融の自由化」の産物であり、「金融自由化」自体が、アジア諸国の国内的理由とともに世銀、IMF、OECD、WTO等の国際機関による圧力（ワシントン・コンセンサス）とによって実施されていったことを明確にしなければならない。吉富氏においてはワシントン・コンセンサスに対する意識が希薄である。それに、そもそも、金融自由化による資金流入出が資本収支危機を生み出し、「2つのミスマッチ」を作り出したのである。

吉富氏がアジア通貨危機のミッシング・リンクを解明するためにあげられる第2番目の視覚は「新しいリスクと既存の制度とのギャップ」である。つまり、「金融市場を支える制度上のインフラストラクチャーが、金融自由化が生み出す新しいリスクをうまく管理できるか、どうかという視点である」（15ページ）。「この新しいリスクを管理するためには、新たな金融上の監督、規制、法整備といった制度が新しく構築されていなければならないだろう。・・・既存の制度は、国際短期資本の移動が自由化されていない時代にでき上がった制度だ」（16ページ）。

この指摘もそれ自体は一般的には間違っていないだろう。しかし、このようなギャップは氏が言われるように⁹⁾アジアに限られたことではない。先進国でも生じるものである。まして、途上国の場合、新たな制度を構築するには阻害要因が多く、このギャップは大きく、解消が難しいものである。そこで、吉富氏は「制度にも発展段階がありうるのではないか。制度の質の発展にも発展段階があれば、新興途上国が先進国並みの質の高い制度に追いつくのに時間がかかる」（88ページ）と主張される。しかるに、世界銀行等のエコノミストたちは「制度の構築となると、明日にでも世界の最高水準に追いつくことが可能であるかのような政策提言」（89ページ）を行なうと氏は批判される。また、世界銀行等のエコノミストは「そうした阻害要因を除き新しい制度作りを勧告する前に金融自由化を勧告し実施してしまう」（91ページ）と吉富氏は述べられる。

このように氏が世銀等のエコノミストを批判されるのは正しい。しかし、ここで言われている「新しい制度を勧告する前に金融自由化を勧告し実施してしまう」国際機関の姿勢とその経緯、および世界銀行等の国際機関と途上国の力関係を、吉富氏は問題にされない。私たちはこれこそ問題にしなければならないのである。しかも、世界銀行は本格的に「自由化」を勧告する前には、金融自由化を国内改革が進行するまで慎重に実施すべきとの見解を表明したこともあるのである（後述）。にもかかわらず、ただちに、金融自由化を勧告するに至った経緯、および、その勧告を途上国が受け入れざるを得なかった経緯、これらを分析の対象にしなければ

ならないのである。つまり、氏は世界銀行等のエコノミストを批判されると同時に次ぎのことを意識される必要があった。アジアにおいて新たなリスクを醸成した「金融の自由化」は、アジア各国政府もそれに従わざるを得なかったとしても、世界銀行等が外圧としてアジア各国に迫った結果である。

したがって、「新しいリスクと既存の制度とのギャップ」について論じられる前に、大規模な短資移動を可能にし、「新しいリスク」そのものを作った「金融自由化」こそが、問題にされなければならない¹⁰⁾。そうだとすると、アジア各国の国内改革が遅れている¹¹⁾にもかかわらず、短期間のうちに「金融自由化」を迫った世界銀行等の国際機関の政策が問われなければならないだろう。

それに、吉富氏自身が言われるように「いったいどこの国の経済が、これだけの国際資本の大規模なスウィングが生む金融上のストレスに耐えるといえるだろうか。日本や米国を含め先進国として耐えることはできない」(55ページ)のである。このように、新たな金融上の監督、規制、法整備といった制度改革は必要になってくるといっても、それには先進国として時間が必要だったのであり、アジアのエマージング市場においてそれを性急に求めても無理であろう¹²⁾。

かくして、吉富氏のIMF・世銀への批判はやや核心から外れているように思える。アジア通貨危機そのものがワシントン・コンセンサスの破綻であり、先に榊原氏の著書から引用したように、アジア危機でのIMF・世銀批判の本質的部分はワシントン・コンセンサスへのスタンスであることから言えば、吉富氏の論調は何か欠落しているという感じを受けざるを得ない。もちろん、吉富氏の論調が新古典派経済論に沿って述べられているわけではない。しかし、意識的にか無意識にか、新古典派の主張を正面からは批判されないで、また、世銀等の金融自由化政策に触れないで、資本収支危機を発生させ、また、「新しいリスク」そのものを生み出した「金融自由化」が所与のものとして前提されてしまっているという印象をぬぐいされない¹³⁾。

・世界銀行の金融自由化戦略と『東アジアの奇跡』

前節で論じたように、われわれはアジア通貨危機の根本的理由として資金流入出があり、それを可能にした「金融自由化」政策について、ワシントン・コンセンサスへの対応を視野に入れながら見なければならないことがわかった。そこで、80年代末以降の世界銀行の「金融自由化政策」の形成とそれに対する日本政府の対応を論じることにしよう¹⁴⁾。

1) 1980年代末における調査・検討

世界銀行による途上国に対する「金融自由化推進」政策の検討は1980年代後半から本格的にはじまる。88年の世界銀行年次報告(87年7月～88年6月)は、次のように述べている。

「過去数年間、世銀は、途上国が開発を促進するうえで、民間イニシアティブと市場秩序の利点の獲得を助ける努力を強化してきた」(邦訳43ページ 以下も同じ)。世銀報告は、その努力として4点をあげている。新規民間投資の奨励、多数国間投資保障機関(MIGA)の設立、IFCの努力、民間部門の合理化への支援、である。そして、の中には民間投資に対する規制の撤廃、の中には民間投資を促進する手段としての債務・株式スワップを政府が利用するのを補助すること、また、の中には公営企業の民営化、民間部門開発のための環境整備の方向への公共機関の方向転換が指摘されている(邦訳44～45ページ)。さらに、MIGAは加盟国相互間 とくに途上国への 生産目的の投資の流れを助長することを目標として88年6月に設立されたのである(同、88ページ)¹⁵⁾。

以上の世銀による「努力の強化」指針にそって、88年次報告は「世銀及びIFCは、資本の効率的配分を通じて成長を促進し得る、活発で競争的な金融市場の開発に対する援助を増加させた」(45ページ)と、金融市場の自由化に言及している。そして、これらの努力を強化するために「民間部門開発課」を世銀内部に創設し、また、上級レベルのパネルとして民間部門開発審査グループが結成され、89年度の初期に勧告を行い、理事会ではそれを検討する予定が組まれた(45ページ)。

1989年度に金融市場の自由化は、少なくとも4つの分野で実践され、検討が加えられている。

89年1月、世銀は民間部門に対する支援を強化するために「民間部門開発行動プログラム」を開始した。「このプログラムは、民間部門発展における世銀グループ活動の欠けている部分を補完し、民間部門開発を世銀業務に統合し、努力が強化されるべき分野を特定し、また、世銀、IFC及びMIGAの間の協調を改善する方法を焦点に当てることを企図したものである」(90年次報告、71ページ)。世銀の調整貸付を再検討する一環として金融市場の自由化が検討され、また、調査プログラムのなかの1つのテーマにあげられて検討された。さらには、IFC、MIGAによって自由化の実践が行なわれている(～ については後述)。

上記の について、世銀は調整貸付の経験を包括的に再検討する報告書を作成した(89年3月)。その詳細はここではふれられないが、報告書は「実施の成功には大きな差異がみられた。即ち、いくつかの領域(為替レート管理、エネルギー及び農産物の価格政策、金融部門改革、財政/公共支出政策)においては成功裡に政策の変更が行なわれたことは明らかである」(89年次報告、81ページ)と述べて、世銀による調整貸付が金融部門改革を推進させた実績を誇っている。一方で、世銀は89年度の「調査プログラム」のテーマの1つに金融市場の役割、金融政策をあげている。「世銀調査の基調と方向は、機関としての優先順位によって設定される」(同、91ページ)ものであり、調整過程についての理解を深めることを狙いとして、調整の政治経済学等と並んで「金融市場の役割と機能」が設定され、調整過程における民間部門の役割に関する分野でも、金融政策があげられている(92ページ)。

一方、IFCとMIGAは途上国への民間資金の流れを促進するための事業をすでに進めており、IFCはそもそも途上国の民間部門を開発するために設立されたもので、89年度は新規プロジェクトの規模において新記録を示した1年であったとされる。その中で注目を引くのは、途上国への株式投資の動員を図る継続的努力の一環として、IFCがみずからの資本市場局内に「国際証券グループ」を新設したことである。このグループの任務は、「証券投資の組織化、ならびにディーラー、ブローカー、投資家に対するIFC加盟途上国の企業株式の販売を行なうこと」（107ページ）で、世銀グループの1つであるIFCが直接、途上国企業の株式の販売を行なっているのである。しかも、IFCは「日本と英国の資本市場における証券の募集に関し、当該国当局の同意を得ている」（同）と言われる。さらに、MIGA設立の目的も、非商業的な投資障壁、とくに政治リスクの軽減を通じて途上国への株式投資、直接投資の流れを促進することであり、IFCと共同事業の「外国投資顧問サービス（FIAS）」（86年設立）を通じて、投資関係法規、制度に関する助言、技術援助を行なっている、とされる（107～108ページ）。

以上の動きにみられるように、世銀は金融市場の自由化について、89年度までは調整貸付や「民間部門開発行動プログラム」による試験的な実践の総括と調査・検討が中心であり、その集約が「金融システムと開発」という副題が付けられた『世界開発報告1989』であった。また、IFC、MIGAはその実践事業において、その調査・検討の素材を提供していたのである。

2) 世銀の「自由化推進政策」の確立

世界銀行の「自由化推進」政策は90年度に一挙に進み、この年度に確立する。前述のように89年1月、世銀は民間部門に対する支援を強化するために「民間部門開発行動プログラム」を開始した。行動プログラムは4つの優先分野を設定し、その1つに、企業環境の改善、公共部門の改善化・民営化等と並んで金融部門の改革があげられたのである。そして、89年1月以来の18ヶ月の実践をふまえて、90年次報告で世銀は「良好な短期的効果をもたらした」（71ページ）と総括したのである。金融部門改革に関しては89年1月から90年6月までに9件の金融部門調整業務が承認され、承諾額は約17億ドルにのぼった。そして、世銀は次のように述べている。「世銀グループは、調整融資を通じて、また包括的な金融部門調整融資及び貸付を増大させながら、『良く機能する市場志向の金融システムの発達』を支援している」（74ページ）。ここで明確に「市場志向の金融システムの発達」という目標が掲げられていることに注目しよう。

また、金融市場開発のための技術協力、政策助言については前述の「外国投資顧問サービス（FIAS）」の活動を高く評価している。さらに、IFCが資本市場プロジェクトの承諾額を前年度の3倍に増加したこと、IFCが新たなカントリー・ファンド（インドネシア、マレーシア、タイ）を含む11件のカントリー・ファンドの組成、売出しに関与したこと（74、107ページ）、及び前述の「国際証券グループ」の活動を評価している。

以上は前年度からの継続事項であるが、この年度には重要な報告書がまとめられている。89年9月の「金融部門業務に関するタスク・フォース」(Task Force on Financial Sector Operations)の報告(執筆の中心だったF.Levyの名を取って「レビー報告」と言われる¹⁶⁾)である。この報告書の理事会での最終承認は91年7月まで繰り下がるが、それ以前にこの報告は世銀の実質的なガイドラインになっていった。89年9月にこの報告が作成されて以後、世銀の準備中の金融部門業務はすべて、この報告に盛られた勧告を遵守しているかどうかの審査を受けるようになったからである(92年次報告, 67ページ)。少し内容を紹介しよう。

本報告の基本的視点は次のようなものである。すなわち、途上国と世銀双方はこれまで「実物」部門の開発を優先し、金融部門は「実物」部門の短期的目的を追求するために利用されてきたにすぎず、金融部門開発の重要性を見落としてきた。そして、「金融部門の効率性及び拡大とその国の実物部門の効率及び拡大は相互依存の関係」にあり、金融機関、金融商品及び金融市場の並行した発展がなければ、実物部門は停滞すると報告は述べる(90年次報告, 73ページ)。かくて、途上国開発戦略上に金融部門が明確に位置付けられる。

タスク・フォースの具体的な金融部門開発戦略は、「競争的で市場志向の金融制度と組織を奨励すること」(同)であり、「金融市場の自由化は、国内貯蓄を動員し、外国から資本を惹きつけ、また、これらの資金を組み合わせ、生産的な投資にむける」(同)こと、したがって「世銀は、歪みや非効率のない、健全な市場ベースの金融部門の開発をより一層重視すべき」(世銀92年次報告, 65ページ)、となる。そして、世銀の政策対話において何よりも重視されるのが、金利の構造とその全般的な水準である。また、世銀貸付の仲介機関は厳格な基準が求められ、新規の基準に達していない機関は市場に適合する計画を採択する場合にのみ世銀資金の仲介に参加する資格が与えられる(90年次, 73, 74ページ)。しかし、「効率的で競争的な市場運営のためには前提条件」(同, 73ページ)が必要であるとして、報告は法的及び規制的な枠組みを確立することと監督機関の強化を求める。

以上がタスク・フォースの報告の概要であるが、ここではこの報告書に関して、次ぎの問題についてふれておかなければならない。ほぼ同じ時期(1989年6月)に出来上がった「金融システムと開発」という副題が付けられた『世界開発報告1989』との関連である。本山美彦氏が紹介されたR.Wadeによると、世銀は途上国金融自由化政策の指針を『世界開発報告1989』にではなくタスク・フォースの報告に置いたとされる¹⁷⁾。世銀90年次報告は、「『世界開発報告1989』は金融政策の広範な問題と民間部門に対するその効果を検討し、前述した金融部門に関するタスク・フォースは金融部門の改革と発達のための世銀の支援について検討した」(75ページ)と記して2つの文書の関連を「ぼかして」、それ以上言及しない。しかし、タスク・フォースの報告は『世界開発報告1989』よりもはるかに「急進的」な内容になっている。

『世界開発報告1989』は第9章の「金融制度の一層の自由化」において「改革の教訓」をあ

げ、「金融部門改革の試みは、長期的には利益が大きい、いくつかの落とし穴の存在を指摘している。最も明白な教訓は、不安定なマクロ経済を背景にして実施される改革は、その不安定をさらに悪化させる場合がある」（邦訳、127ページ）と述べている。また、「対外自由化は国内改革と国内市場の回復が進行するまで待つべきである。マクロ経済が確立され、また国内金融部門が自由化され、深められたときには、外国機関と資本移動を一層自由にさせて国内と国際的な金融市場を相互に結びつけても安全であろう」（129ページ）と述べている。明らかに、『世界開発報告1989』の方が「穏健」であり、これまでの世銀の考え方との継続性がみられる。ところが、『世界開発報告1989』のチームとは異なる部署で数ヵ月後、より「急進的」なタスク・フォースの勧告が作成されたのである¹⁸⁾。そして、「世銀の金融部門に関する政策は、『世界開発報告1989』ではなく、この勧告に沿ってなされることになる」¹⁹⁾。

3) レビー報告への日本政府の対応

レビー報告に対して世銀「理事会は、タスク・フォースが金融部門開発に与えた高い優先度に対し一般的に賛成し、また、世銀の金融部門業務はこの部門発展のための国独自の戦略を反映すべきであるというタスク・フォースの勧告を承認した」（世銀年次報告1990、邦訳73ページ）。しかし、「多くの理事は経済状態、制度及び金融市場発達のレベルにおける借入国間の差異に対して、世銀は引き続き敏感でなければならないという見解を表明した」（同）。そして、レビー報告に異論を唱えた中心が日本であった。

報告が出されて1ヶ月後（89年9月）、世銀事務局（クレシ副総裁）が日本の海外経済協力基金（OECF）総裁あてに手紙を送り、世銀と日本の海外経済協力基金との間の論争が繰り広げられることになる。世銀副総裁の手紙は、OECFが行なおうとしているフィリピン向けの「政策金融借款は、当該国の金融市場における自由な金利決定を妨げ、資源の効率的配分を損なうのでやめてほしい」²⁰⁾と申し入れたのである。しかし、この論争は1991年10月にOECFが1つのPaperを公表するまで公になることはなかった²¹⁾。

その間、日本からの世銀理事であった白鳥正喜氏は以下に記すように世銀理事会において論陣をはり、また、大蔵省・国際金融局次長の久保田勇夫氏は、世銀の構造調整融資のあり方についての日本政府の見解をまとめあげるチームを作るとともに、世銀が日本および東アジアの経済発展について注意を払うよう仕向ける仕事を白鳥理事と一緒にこなしている。これが最終的に後に見る『東アジアの奇跡』の刊行につながっていくのである²²⁾。

当時、世銀理事の白鳥正喜氏は「この問題（世銀とOECFとの論争 引用者注）について世銀側と討議を重ねていくうちに、世銀は特定産業を政府が積極的に支援し育成していくことに対しても消極的であるほか、途上国に対する構造調整融資……においても、各国の実情を無視した市場機能至上主義的なコンディショナリティを付けているのではないかとの疑問が生じ

てきた。・・・私は世銀理事会等において開発における政府の役割をもっと評価すべきではないか、日本を含むアジアの経験を学ぶべきではないかとの主張を繰り返して行ってきた」²³⁾と述べられている。

こうした日本側の動きにもかかわらず、タスク・フォースの報告（レビー報告）は91年7月理事会で承認されることになる。しかし、この承認に至るまでは紆余曲折があったようである。世銀の『1990年次報告』では前述のように「理事会は、タスク・フォースが金融部門開発に与えた高い優先度に対し一般的に賛成し、また、世銀の金融部門業務はこの部門発展のための国独自の戦略を反映すべきであるというタスク・フォースの勧告を承認した」（世界銀行『1990年次報告』邦訳、73ページ）と記されている。

しかし、『1992年次報告』では次のように記されている。「タスク・フォースの報告書は1989年に発行された。その後、準備中の金融部門の業務はすべて、同報告に盛られた勧告が遵守されるよう図る審査を受けた。・・・この過程は最終的には政策にまとめられ、同報告は1991年7月に理事会によって承認された」（67ページ）と記されている。また、「世銀理事会はタスク・フォース1989の報告を検討し、報告の全体的な結論・・・に対する理事会の支持を再確認した」（65ページ）と記されている。すなわち、世銀92年次報告は90年度の承認を「支持」とみなし、91年7月にその「支持」を「再確認」して承認したと記しているのである。

なぜそのような「再確認」が必要であったのか。それは、90年次報告が記しているような90年度の理事会においても慎重な見解があったからである。多くの理事は「経済状態、制度及び金融市場発達のレベルにおける借入国間の差異に対して、世銀は引き続き敏感でなければならない」（73ページ）との意見を表明していた。それは『世銀開発報告1989』にも反映されていたと思われる。そして、先に見た日本側の動きのように90年度以降も「慎重論」を無視できなかったからであろう。91年7月の最終承認においても、世銀理事会の内部においては意見の相違があった。92年次報告は、そのことを記している。「強調点の面では意見の相違が存在した 　例えば、特定部門向けの信用の問題、あるいは世銀の援助戦略及び業務を特定する際に特定の借入者の発展段階と状況を十分に考慮する必要性に関して 　が、世銀の新たな焦点として全面的に（タスク・フォース報告は）支持された」（65ページ）。

91年7月時点で理事会内部での見解の相違は埋まらなかったのであるが、その見解の相違が、主に、日本の理事との相違であり、日本側の見解を押し切って、レビー報告は最終承認されたのである。それに対して、日本側はOECDがPaperを作りそれを公表する形で反撃に出た。91年10月のことである。

1991年10月に公表されたOECDのPaper（久保田勇夫氏が主導したと言われる²⁴⁾）以下では『基金調査季報』1992年2号に掲載の日本語より引用）によると、世銀に対する海外経済協力基金の反論は、次のようである。「途上国経済に市場原理を浸透させていく上で、金融セ

クターは中心的な役割を果たすと期待されており、……この点は十分に理解できる考え方である。問題なのは、金融セクターの改革に当たって市場原理の重要性を強調しすぎるあまり、金融セクターが途上国経済において果たすべき多面的な役割のうち見落とされる側面が出ていることである。代表例は金利についての議論で、市場金利……への一元化を強調しすぎる結果、一定の状況の下での政策金融や優遇金利の意義が見過ごされる傾向がある」²⁵⁾。

加えて、OECDは世銀の姿勢について3つの疑問を提示する。(a) 途上国における金融セクターは未発達であり金融機関の能力も不十分であるため、市場原理が本来の機能を十分に発揮できない。(b) 市場原理にはもともと限界があり、取り扱えない問題が数多くある。これらのケースについては政府の政策的介入が不可欠である。(c) ODAには市場原理を歪める側面がある、したがって、金融セクターを通ずるODA(ツ・ステップ・ローン 問題になっているフィリピン向け融資 引者注)だけを取り上げて市場原理の歪みを言い立てることは適切でない²⁶⁾。

さらに、91年10月のIMF・世銀年次総会で大蔵大臣(欠席)に代わって演説した三重野日銀総裁は、「真の経済開発のためには、……民間部門を育成し、起業化精神の醸成や生産性の改善に努めることが不可欠であります。同時に、政府が市場メカニズムを補完し、市場メカニズムが有効に機能するような環境の整備を図ることが重要であることも指摘しておきたいと思えます。アジア諸国はこの点でも一つの成功を収めた例ではないかと考えられます」²⁷⁾と述べて、日本政府はIMF・世銀が市場メカニズムを強調しすぎることに對してクレームをつけている(R.Wadeによるとこの演説は久保田氏によって準備されたという²⁸⁾。

また、1991年11月には世銀を批判し、日本の意向に支持を与える文書が世銀のOperations Evaluation Department(業務評価局)から準備された²⁹⁾。文書は「世銀はアジアの経済発展に果たした政府の役割を軽視し、他の地域における世銀の融資政策に活かすことに失敗した」³⁰⁾と述べている。世銀の上層部は、この結論が修正されるまで外部に文書が公表されることに難色を示したが、日本と世銀借入れ国はこの文書の公表を主張しそれらの諸国が公表を押し切っていた³¹⁾。

以上のように、1991年の終わりかけて、日本と世銀・米の間の論争は高まるばかりであっただけでなく、世銀内部からも世銀批判が出てくる状況の中で、世銀もアジアの経済発展について本格的な研究を行なうことを余儀なくされていく。

4) 『東アジアの奇跡』をめぐる

日本の大蔵省は1991年、世銀新総裁(ルイス・プレストン)の就任とともに東アジアの経済成長の経験を研究すべきであると、世銀に圧力を加えたといわれている。世銀側がそれを受け入れたのは、日本の資金提供があったからだけでなく、この研究を世銀が受け入れれば、日

本は金融の規制緩和を進めようとしている世銀に対し反抗を和らげる意図があることを表明したからであると言われている。1992年1月、その研究は日本からの1200万ドルの提供を受けて開始された³²⁾。

研究は当時世銀チーフ・エコノミストであったL.サマーズ（後に米財務省次官補）の下で行なわれ、『東アジアの奇跡』は93年9月のIMF・世銀総会で公表された。しかし、その内容はこの著書が刊行されるまでの経緯から³³⁾、複雑なものであった。

『東アジアの奇跡』の結論部分は以下のものである。「HPAEs（東アジア諸国）の成功から単純な教訓を引き出したり単純な勧告を行なったりすることは不可能である。東アジアの経験の中でも市場指向的側面は、殆ど留保なしに推奨できるものである」（邦訳27ページ）。「したがって、介入がいくつかの東アジア諸国の成功の要因であったのは事実としても、だからといってそれが他の地域でも試みられるべきであるということはないし、また必要な市場指向的改革を送らせるための口実として利用されるべきでもない」（同）。

本書に対する日本側の評価は、一部に肯定的な面が見られるとしながらも、かなり厳しいものである。大蔵省の久保田勇夫氏（大臣官房審議官）が本書に対する見解を表明されている。氏は、「経済開発における政府の役割いかんという点については、第一に、東アジアにおける政府の役割...についての世界銀行の理解が進んだことを評価したい」³⁴⁾、「だが、政府の役割の評価についての第二点として、世界銀行がわれわれと同様の見地に立つにいたったとは言い難い。その考え方は基本的には、いわゆるマーケット・フレンドリー・アプローチの範囲内にとどまっている。本報告書（本書のこと 引用者注）によれば、この考え方は、新古典派の見解を拡大しようとしたもの」³⁵⁾にすぎないとされる。

また、白鳥正喜氏（前世銀理事）は、「本レポートは.....現在の途上国にも適用可能な政府介入の方策を見出した点は高く評価できる.....しかしながら、そうした方策もあくまでも新古典派の枠内で合理化されるとしており、いわゆる修正主義の考え方を受け入れていない」³⁶⁾と述べられ、『東アジアの奇跡』の「限界」を指摘されている。

かくして、世銀は日本の資金と「圧力」によって、『東アジアの奇跡』を刊行したが、世銀の基本的姿勢には殆ど変化が生まれていないのである。

・ アジア通貨基金構想から新宮沢構想へ

1) アジア通貨基金構想の「挫折」

前節で論じた『東アジアの奇跡』についての各方面からの評価が出そろい、日本政府の上層部の意向によって世銀批判も終焉していった³⁷⁾。しかし、それから数年してアジア通貨危機が勃発した（1997年）。さっそく、日本はワシントン・コンセンサスへの新たな対応を取り始める。

7月のタイ・パーツの危機と8月11日に東京で行なわれたタイ支援国会合を経て、「アジア通貨基金構想」が急速に浮上してくる。アジア通貨基金構想についてはテキストそのものが公表されず、関係者の著書、論説や新聞、雑誌等の2次的な資料から考察せざるを得ない。とりわけ、本構想を作り上げ、各国との交渉の中心にいた榊原英資氏（当時大蔵省財務官）の著書（『日本と世界が震えた日』中央公論新社，2000年，『為替がわかれば世界がわかる』文芸春秋，2002年）がいまなお、「第一級」の資料だと言わざるを得ない。

榊原氏によると、アジア通貨基金の「構想は、世界銀行に対してアジア開発銀行（ADB）があるように、IMFに対してもアジア版の基金があってもいいのではないかという発想から生まれたもの」（『為替がわかれば世界がわかる』168ページ）で、97年「9月に実現寸前にまでこぎ着け」（同）たと言われる。

アジア通貨基金（AMF）構想は、黒田東彦国際金融局長らがかなり前から検討していたと言われ（『日本と世界が震えた日』，182ページ，以下榊原氏からの引用は、とくに指示がない場合は本書からの引用），また、大蔵省・外国為替等審議会『アジア通貨危機に学ぶ』（98年5月）によると、すでに1997年春にはASEAN諸国の間で同様の議論があったと言われる（13ページ）。したがって、叩き台のようなものはすでに出来あがっていたのであろう。しかし、榊原氏によると、8月のタイ支援国会合の直後からお盆休みにかけて、AMF構想の具体化に向けて大蔵省内で動きが始まった。そして、榊原氏を中心とする大蔵省・国際金融局のメンバーの結論は、「タイ支援国会合で盛り上がった流れに乗り、……9月23，24日に予定されている香港でのIMF・世銀総会で一気に基金創立へもっていこうとするものであった」（182ページ）。

それでは、アジア通貨基金構想とはどのような構想であったのだろうか。先に指摘したように本構想についてはテキストが公表されておらず、構想の詳細は知れない³⁸⁾。構想について断片的なことが榊原氏の前掲著書等から知れるにすぎない。氏によると、アジア通貨基金への参加国は、中国、香港、日本、韓国、オーストラリア、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピンのアジア10か国・地域であり、アメリカは参加国に含められていない。これら諸国が1000億ドルを拠出し、基金を作る構想になっていた（183～184ページ）。しかも、これら10か国・地域へ打診のために送られた素案では、AMFは「基本的にはIMFと協調するが、場合によっては独立して行動できる」（184ページ）となっていた。AMF構想について榊原氏はこれ以上のことを著書において記載されていない。

もちろん、基金構想の素案には、さらにいくつかの項目があったのであろう。現時点でそれらは知れない³⁹⁾。しかし、参加国と基金の規模、IMFとの関係については明らかにされており、アジア通貨基金構想に対してアメリカが「アメリカン・ヘゲモニー（主導権）に対する挑戦であると受けとめ、AMFの実現を潰しにかかった」（『為替がわかれば世界がわかる』168ページ）状況が理解できる。

基金構想は先に記したように、大蔵省が8月11日のタイ支援国会合の盛り上がりを利用して、大蔵省は9月下旬に香港で開催されるIMF・世銀総会で設立させることをもくろんでいた。そのため、榊原財務官はさっそく8月24日から香港金融管理局総裁らと会見している。香港金融管理局側は、「こうした提案が、内々であるが日本の大蔵省から突然伝えられたことにかなり驚いていたが、その方向性について異議はなかった」(『日本と世界が...』183ページ)ようである。しかし、「アメリカ、IMFそして中国との調整をどう進めるかを慎重に考える必要があり、当面、中国との接触は香港が行なう」(同)という発言が香港側からあった。

3日後、榊原財務官は今度はシンガポール通貨庁で大蔵大臣らと協議し、「シンガポールを含むASEAN諸国は基金構想にかなり積極的だという感触を得る」(同)。ただし、アメリカの参加をどうするかということでは、双方結論を出せないまま推移したようであった。

さらに、9月10日から榊原財務官と黒田国際金融局長とに分かれて各国との調整が行われている。榊原財務官は香港、シンガポール、マレーシア、インドネシア、韓国、黒田局長は中国、オーストラリアを訪問し、非公式にAMF構想を提案した。それら各国との調整を受けて、9月12日、三塚蔵相がアジア10カ国・地域に対し日本提案を送り、香港でのIMF・世銀総会の際に10カ国・地域の会議を開催し、これを協議することを要請した(184 - 185ページ)。タイ支援国会合からほぼ1ヶ月である。

日本側の素早い提案に対してアメリカ側の反応も素早いものだった。榊原氏の著書によると、アメリカのサマーズ財務副長官から9月14日榊原氏へ電話があり、「アメリカが参加していない上に、場合によってはAMFがIMFと独立して行動できるとしたことに彼はこだわり、激しく構想を非難」(185ページ)したという。さらに、9月17日、今度はルービン財務長官から三塚蔵相へ電話があり、「AMF構想には反対であるということが明確に伝達される」(186ページ)。また、同日、ルービン財務長官とグリーンズパンFRB議長の連名でAPEC各国蔵相へ書簡が送られ、AMF構想には直接言及がなかったとされるが、アジア・太平洋地域における協調行動の枠組み、IMF増資などが示唆されていたという(同)。

このようなアメリカの動きに対し、日本側も対応措置を取っていく。9月18日にはバンコクでアジア欧州会議(ASEM)の蔵相会議が開催され、これにはアメリカは参加しないことから、この場でアジア各国とさらに調整の努力を行なおうとするのである。同日の夕刻、ASEAN蔵相会議が行なわれ、「日本提案が全面的に支持された」(187ページ)。

翌日、19日からは場所が香港に移り、日本側にとって事態は悪い方向へ動いていった。榊原財務官はオーストラリアの大蔵次官と会見するが、オーストラリアは消極的であった。また、同日、財務官はサマーズ副長官らと会い、サマーズ副長官は9月21日に予定されているアジア10カ国・地域の代理会合にアメリカの出席を要請するとともに、基金設立よりも各国経済のサーベイランスを強めることを強調した。さらに、翌日、ルービン財務長官は日米蔵相会議

においてAMF構想に強い懸念を表明し、同日の午後のG7においてもヨーロッパの幾つかの国がアメリカに同調しAMF構想に懸念を述べたとされる（187～188ページ）。

9月21日のアジア10カ国・地域の蔵相代理会議にはサマーズ副長官、フィッシャーIMF副専務理事がオブザーバーとして出席した。「ASEAN諸国と韓国は日本のAMF構想に賛成するが、アメリカは強く反対し、逆に、アメリカを入れた域内のサーベイランスの仕組みを作ることを提案した。香港、オーストラリアは一般論を述べ賛否を表明せず、中国は発言しなかった」（189ページ）という。結局、AMF構想について合意を得られる状況に至らなく、翌日に予定されていたアジア10カ国・地域の大蔵相会議は中止となった（同）。

AMF構想は9月21日のアジア10カ国・地域の蔵相代理会議において合意を得るに成功せず⁴⁰⁾、AMF構想はこの時点で事実上流産する。しかし、アジア通貨危機はタイから秋にインドネシア、韓国へと広がり、香港でも株価の大幅な下落が生じた。こうした事態をうけて、アメリカやIMFもAMF構想への反対を言うだけでは不十分で、アジアにおける協調体制を構築する必要性に迫られてきた。こうして出来あがったのが「マニラ・フレームワーク」（1997年11月18,19日）である⁴¹⁾。「日本、ASEANなどがAMF構想をこの時点で断念する代わりに、アメリカは協調支援アレンジメント（CFA）という二国間支援をタイのときのようにたばねる新しい協調支援の枠組みを作ること...に合意した」（『日本と世界が...』190ページ）のである。

2) 新宮沢構想とIMF批判

以上のように、アジア通貨基金構想は1997年の9月21日時点で事実上流産し、80年代末から90年代初めにかけての日本政府によるワシントン・コンセンサスに対する対案（世銀批判）に次いで、今回の第2番目の対案も頓挫する。しかし、97年11月に「マニラ・フレームワーク」という妥協的枠組みが作られ、日本政府は引き続きアジアにおける協調体制構築の路を探ろうとする。それは、1998年10月3日の「新宮沢構想」⁴²⁾として発表される。ところで、新宮沢構想はIMFや世界銀行への批判を行なった上で提案されたものであった。98年10月4日のIMF暫定委員会における日本国ステートメントは、IMFの危機への対応について厳しく批判している。

「IMFのプログラムが最近の危機の特質を踏まえ、より効果的になるためには、いくつかの改善の余地があるのではないか」「アジア危機の最大の特質は.....資本収支の急速な悪化から生じたことであり、.....財政バランスの改善、金融の引き締めという処方箋が適切でない場合も少なくない」「構造問題への対応については.....タイミングや、社会的な影響等への配慮にもっと意を用いるべき」「市場経済のあり方にも、各国の歴史や文化、あるいは発展段階を反映して多様なものがありうることを認識すべき」「このような観点から、IMFプログラムに含めることが不必要であり、また不適切でもあるような構造面でのコンディショナリティーを性

急に求めたことが、IMFプログラムのcredibilityを損ねた面がなかったかどうか反省してみる必要がある」⁴³⁾。

10月6日のIMF・世銀年次総会における宮沢大蔵大臣の演説（谷垣大蔵政務次官代読）も同様にIMF・世銀に対して批判を行なっている。重複を避けて簡単に記そう。演説には内容的に3つのことがらが述べられている。第一はIMF・世銀への批判である。「IMF・世銀のあり方を基本に立ち返って問いなおし、国際金融システムを再生させる時を迎えた」「短期的あるいは投機的な資本移動への対応を図っていく必要がある」「ヘッジファンド等国際的な大規模な機関投資家に対しては...情報提供を求めていくことも視野に入れる必要がある」「各国の状況を十分に考慮しないまま急速な資本自由化を求めていくべきではない」⁴⁴⁾。

宮沢演説は以上のような批判を展開した上で、第二に、300億ドルにのぼる「新宮沢構想」を打ち上げている。「アジア諸国の経済困難の克服を支援し、ひいては国際金融市場の安定化を図る観点から、...アジア諸国の実体経済の回復のための中長期の資金支援として150億ドル、これらの諸国が経済改革を推進していく過程で短期の資金需要が生じた場合の備えとして150億ドル、併せて全体で300億ドル規模の資金支援スキームを提示したい」。さらに演説は第3に、「円の国際化」について簡単にふれている（後述）⁴⁵⁾。

構想が発表された10月3日、アジア蔵相・中央銀行総裁⁴⁶⁾は「蔵相と総裁は本日発表された、アジア各国の経済困難を克服するために300億ドルの資金を用意するという内容の日本のイニシアティブを歓迎した」⁴⁷⁾との声明を発表した。

以上のように、新宮沢構想はIMF・世銀への批判のステートメント・演説と同時に発表され、世銀の金融自由化政策をめぐる1989 - 91年の世銀批判以後、断続的に行なわれてきた日本のIMF・世銀批判を引き継ぐものであり、アジア通貨危機の深まりのなかでワシントン・コンセンサスの「破綻」を言葉を選びながら表明し、AMF構想の「挫折」後のアジアにおける新たな協調体制構築を展望したものといえよう。

．むすびに代えて 「円の国際化」議論の位置

これまで、ワシントン・コンセンサスに対する日本の対応を見てきたが、1998年から大蔵省において再び本格的論議が行なわれた「円の国際化」も、この日本の対応の中で位置づけされなければならないであろう。筆者は、円の国際化（実は国際通貨化）については多くの論稿⁴⁸⁾を公表してきているので、詳しくはそちらに譲り、ここではワシントン・コンセンサスに対する日本の対応のなかに、「円の国際化」議論を位置づける論述を簡単に行ないたい。

1880年代末から90年代前半期にかけて低調であった円の国際通貨化構想が、アジア通貨危機後、日本政府によって改めて取り上げられる。それは、アジア各国のドルペッグが危機を生

み出した一要因だったというだけではない。アジア通貨基金構想とならんで、アジア通貨危機以後、ワシントン・コンセンサスへの批判を込めながら、日本がアジアをリードしていこうとする1つの野心的な構想であったと考えざるを得ない。

というのは、大蔵省の外国為替等審議会が大蔵大臣の諮問を受けて「円の国際化」について調査・審議を始めたのが1998年7月であり、それは前節で論じた「新宮沢構想」が大蔵省内で検討されていた時期と符合する。新宮沢構想がIMF・世銀への批判のステートメント・演説と同時に発表され、世銀の金融自由化政策をめぐる1989 - 91年の世銀批判以後、断続的に行なわれてきた日本のIMF・世銀批判を引き継ぐものであるとするならば、大蔵省における「円の国際化」論議も、その影響をうけていると見なければならぬのである。

外為審は98年11月に「円の国際化 中間論点整理」を発表し、99年4月に大蔵大臣へ「21世紀に向けた円の国際化 世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応」という答申を行なった。これらの文書はいくつかの問題点を含んでいる⁴⁹⁾とはいえ、アジアにおいてこれまでドルが圧倒的な地位を占めていたのを打開しようとするものである。

したがって、一部に以下のような指摘が見られるのも当然と考えられる。「(アジア通貨危機の)反省に呼応して、日本は具体的な構想を持って主導力を発揮しようとした。このことは戦後の日本経済史の中でも特筆すべき出来事であったというべきであろう。第一に、日本は円をアジアの基軸通貨とすることを目指した」「第二は、アジア通貨基金(AMF)の設立の提案である」「日本の二つの提案は、歴史的に見ればアジアにおける必然的な流れを正しく反映したものであったといえる」⁵⁰⁾。

これまで見てきたワシントン・コンセンサスに対する日本政府の対応は、日本の対外経済政策の中で重点としてクローズアップされることは少なかった。むしろ、日本の対外経済政策の主要部分は「対米協調」に沿ったものと報じられてきた。80年代末から90年代初めにかけての世銀とOECDの論争も、学会においてさえ一部にしか知られていなかった。また、政府内(とくに大蔵省内)においても一貫してワシントン・コンセンサスに対して異を唱え、政策化されてきたわけではない。それぞれの官僚が役職を得たその場において、現実とぶつかりながらアメリカやIMF、世銀と論争し、ワシントン・コンセンサスへの日本のスタンスを形成してきたといえよう。

アジア通貨基金構想も円の国際通貨化構想も、一面では「挫折」し、今日、明確な成果を上げているとは言い難いが、その目指すところは形を変えて論議され、政策化されてきていると言えよう。チェンマイ・イニシアティブであり、アジア債券構想である。もちろん、これらは最初の意図からずれているところもあろう。また、最初の目標からすると程遠いこともあろう。しかし、それらは「歴史的に見ればアジアにおける必然的な流れを正しく反映したもの」とするならば、形を変えてであれ、時間をかけて実現していくものであろう。

注

- 1) 拙書『ドル体制と国際通貨』ミネルヴァ書房, 1996年, 76ページ。
- 2) 同上, 71ページ。
- 3) 海外経済協力基金「世界銀行の構造調整アプローチの問題点について」『基金調査季報』1992/2, No.73, 7ページ。
- 4) R.Wade, 'Japan, the World Bank, and the Art of Paradigm Maintenance: *the East Asian Miracle* in Political Perspective', in *New Left Review*, May/June 1996, p.12.本文の注31)も参照されたい。
- 5) 本書は, Yoshitomi and ADB Institute Staff, *Post-Crisis Development Paradigms in Asia*, 2003を基礎にしている。
- 6) アジアにおいて確かに30年近く高成長が続いた。しかし, 80年代末から90年代中期にかけての高成長は, 以前のものと性格を異にしており, 同等のものともみなすことは出来ない。とはいえ, アジアの高成長と破綻を縁故主義という短絡的見方で把握することはきわめてナンセンスである。
- 7) 吉富氏は「資本収支危機」という用語は氏の「造語」であると言われる(3ページ)が, 内容的にはすでに指摘されていたものであり, 目新しいものではない。多くの論者は, タイを除いてアジアにおける今回の危機が経常収支危機でないことを指摘しており, 内容的には「資本収支危機」であることを述べてきた。次の注も参照。
- 8) 例えば, 大蔵省の「外国為替等審議会」による『アジア通貨危機に学ぶ』(98年5月)においては次ぎのように記されていた。「通貨危機の発端となったタイでは, 経常収支赤字が持続不可能なほど大きくなっていったが, 『伝染』した各国について見ると, 経常収支赤字に由来する伝統的な危機ではなく, 信認の急速な低下による外貨資金(特に短期資金)の流出という資本勘定の問題であった」(9ページ)。
また, 筆者は2001年の論文で次ぎのように述べていた。「エマージング市場国の危機が経常収支危機を基本要因としていない」(拙稿「アジア通貨・金融危機の諸論点の吟味」『立命館国際研究』13巻3号, 2001年3月, 208ページ。同論文は後に拙書『ドル体制とユーロ, 円』日本経済評論社, 2002年第10章に所収)。「海外資金の流入による急テンポの成長, それが『アジアの奇跡』でもあったのであるが, 状況が変わり, 市場のルートを通じて今度は『奇跡』をつくっていた資金が大量に流出し, アジア通貨危機が起こったのである」(同, 208ページ)。また, 2つの mismatchesについても, 筆者は「為替ヘッジをとらないでドルを借り入れ, それを自国通貨に転換していた(ため)アジア各国の金融機関, および企業の債務負担(が)増加・・・また, 短資流出に遭って, 海外から借り入れていたアジアの銀行は資金繰りが難しくなる」(同, 209ページ)と表現していた。
- 9) 吉富前掲書, 16ページ, 87ページ。
- 10) J.E.スティグリッツも次のように述べている。「80年代末から90年代初めにかけて, これらの国は資本の自由化にせまられた。私自身の考えを言えば, それこそが危機を導いた最大の要因である」(『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店, 2002年, 149ページ)。
- 11) 世界銀行はこの遅れを1989年時点で認識していた。『世界開発報告1989』を見よ(後述)。
- 12) 「金融自由化」が生み出したリスクと既存制度との「ギャップ」についての指摘に関して, もう1つ重要なことがらがある。それは, 当時のアジア諸国の政権は, 自らの政権基盤を揺るがすこ

となく新たな制度を作り出し得たかということである。吉富氏は危機以前のアジアの政治・経済構造の特徴として、家族経営企業、銀行、政府の「三角関係」を指摘される。そして、この「三角関係」は国際機関、欧米の研究者が言う「縁故主義」の温床になっているものである（17, 84ページ）。

しかも、氏はこの「三角関係」がアジアの経済成長（アジアの奇跡）を生み出したと述べられ（207ページ等）、他方で、氏は「三角関係」の下では金融自由化が生み出すリスクに対応しきる新しい「制度」が構築されず、リスクと既存制度とのギャップが大きくなって危機が勃発したと言われる。そして、その上で新たな制度作りの順序付けを主張される（91ページ以下）。

しかし、そもそも、順序論が政権の権力構造の観点から、可能であったのかが問われなければならないだろう。世界銀行もかつては次のように述べていた。「多くの国が、金融制度を改革する方向への第一歩を踏み出した。この過程を、さらに進めるために必要な要素は、経済的環境と、政治的可能性の双方によって変わってくる」（『世界銀行年次報告1989』、邦訳129ページ）。吉富氏が言われる新しいリスクを管理するための新たな金融上の監督、規制、法整備といった新たな制度の構築は、『世界開発報告』が言うように、経済的側面だけでなく政治的側面からも検討されなければならないのであったのである。

氏がそのことを意識されないで、「金融自由化」が生み出したリスクと既存制度との「ギャップ」の順次的解消を主張されるとき、それは当然、結果として、アジアの「三角関係」（＝国際機関、欧米の研究者が言う「縁故主義」の温床）の修正を主張されることにつながる。「三角関係」の分解あるいは修正なしにはギャップの縮小も不可能であるからである。少なくとも「三角関係」の修正なしには、氏が言われる新しい制度の順序的構築は難しいであろう。敷衍すれば、氏が意識されているかはともかく、「金融自由化の順序論」は、旧来の経済、政治構造の分解・解体が一定程度進まないといわれながら、このように、縁故主義の温床になる「三角関係」の分解を結果的には主張されることになるのである。

- 13) 他方、ワシントン・コンセンサスを強く意識し、議論を展開しているのが、以下の著書である。榊原英資氏の前掲著書、本山美彦『売られるアジア』（新書館、2000年）、J.E.スティグリッツ『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』（徳間書店、2002年）である。なお、筆者は小論執筆にあたって、本山氏の著書から大いに刺激を受けた。筆者は、小論において引用しているR.Wadeの論文を氏の著書から知ったばかりでなく、筆者の視角は本山氏のそれを引き継いでいるものと思う。
- 14) 本節は以下の拙稿の第3節を加筆したものである。「エマージング市場の登場とドル体制」『立命館国際研究』13巻2号（2000年12月）。この論文はのちに拙書『ドル体制とユーロ、円』日本経済評論社、2002年第9章に所収。
- 15) MIGA設立については奥田宏司『途上国債務危機とIMF、世界銀行』同文館、1989年、第8章第3節参照。
- 16) R.Wade, 'Japan, the World Bank, and the Art of Paradigm Maintenance: *the East Asian Miracle* in Political Perspective', in *New Left Review*, May/June 1996, p. 6. 本山美彦『売られるアジア』新書館、2000年、130～131ページ。本山氏はこのWadeの論文を詳しく紹介されている。
- 17) *Ibid.*, p. 6.

- 18) 世銀という国際的な官僚機構のなかで部署どうしのどのような角逐があったのか、今のところわからないが、2つの文書の性格の違いは留意しておくべきであろう。
- 19) R.Wade, p. 6. 本山前掲書, 131ページ参照。
- 20) 世界銀行, 白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡』391～392ページ。海外経済協力基金『基金調査季報』No.73, 1992 / 2号に掲載の「世界銀行の構造調整アプローチの問題点について」(1991年10月), 8ページ。
- 21) 論争が公になるのは, OECFがOccasional Paper No. 1として'Issues Related to the World Banks Approach to Structural Adjustment Proposal from a Major Partner'を公表した91年10月である。このPaperはOECFが1961年設立されて以来はじめてのOccasional Paperである。このPaperの英語版と日本語版は『基金調査季報』1992年2号に掲載されている。
- 22) R.Wade, p. 9.
- 23) 前掲, 世界銀行, 白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡』391～392ページ。
- 24) R.Wade, p.10.
- 25) 海外経済協力基金『基金調査季報』No. 73, 1992 / 2号に掲載の「世界銀行の構造調整アプローチの問題点について」(1991年10月), 8ページ。
- 26) 同上, 8ページ。この, OECFのPaperが出された後, 日本政府の官僚は各紙誌からインタビューを受け, それに基づく記事が出るようになった(R.Wade, p.12)。
- 27) 『大蔵省国際金融年報』1992年版, 285ページ。
- 28) R.Wade., p.11.
- 29) 「業務評価局」(OED)が行なう業務評価の目的は, 世銀の支援するプロジェクト及びプログラムの経験から得られた教訓を将来の業務の設計と実施の改善に活用することである(『1992年世銀年次報告』95ページ)。業務評価局の文書はオックスフォードのエコノミストであるSanjaya LallがOEDのために執筆したものである(Wade, p.11)。
- 30) Wade, p.11
- 31) *Ibid.*, pp.11-12, この文書は*World Bank Support for Industrialization in India Indonesia and Korea*, March 1992である。通産省も1992年4月にIMF批判の文書を作成したといわれる。それはロシアの経済再建についてのものであり, IMFが提唱している市場メカニズムは全能ではなく, 日本から学ぶべきであるという趣旨のことが書かれている(*Ibid.*, p.12)。
- 32) R.Wade, pp.17-18, 本山前掲書, 141～142ページ。
- 33) 93年に『東アジアの奇跡』が公表されるまでの紆余曲折のあった経緯については小論では紙幅の関係で論じられない。Wadeの論文18～20ページを参照されたい。
- 34) 大蔵省『ファイナンス』1994年1月号, 28ページ。
- 35) 同上, 29ページ。
- 36) 経済企画庁『ESP』1994年3月, 81ページ。
- 37) 白鳥氏の後任の世銀理事は, 『東アジアの奇跡』に対し, 世銀理事会において慎重に賛辞を述べたに過ぎなかったという(Wade, p.28)。
- 38) アジア通貨基金構想については, 各方面で大いに論議されたが, いずれの論議も構想それ自体がつかめていたわけではない。伝聞的で断片的な情報をもとにした論議である。
- 39) 国際通貨研究所・専務理事の篠原 興氏は研究所のニューズレターに「アジア通貨基金にむけて」(1999年3月, No. 4 1999)という文書を書かれ, 考えられる項目を記載されている。しかし,

ワシントン・コンセンサスに対する日本政府の対応（奥田）

ここに記載されている諸項目が当初のAMF構想に入れられていたかはわからない。

- 40) オブザーバーの資格であれ、アメリカが出席し、日本が中国との十分な折衝を行なわないまま9月21日を迎えたところで、この会議の動向は決まっていたといえよう。
- 41) マニラ・フレームワークのポイントは以下の4点である。 IMFのグローバル・サーベイランスを補完するための域内サーベイランスを行ない、年2回各国のマクロ経済政策、構造政策、為替政策、金融制度のあり方について意見交換を行なう。 各国の金融センターの改善のために、国際金融機関に対し、技術等の支援を要請する。 金融危機への対応ためにIMFに新たな短期の融資を行なうメカニズムの検討をIMFに要請する。 アジア通貨安定のための協調支援アレンジメント（CFA）を創設する（前掲『アジア通貨危機に学ぶ』14ページ）、また、マニラ・フレームワークの声明 <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/kaigi000a.htm> を参照）。
- 42) 新宮沢構想は、アジア諸国の経済回復のための中長期の資金支援として150億ドル、これらの諸国が経済改革を進めていく過程で短期資金需要が生じた場合に備えとして150億ドル、あわせて300億ドル規模の資金支援スキームを用意したものである。中長期の資金需要としては 民間企業債務等のリストラ策、金融システムの安定化・強化策、 社会的弱者対策、 景気対策、 貸し渋り対策（貿易金融の円滑化支援、中小企業支援）がある（<http://www.mof.go.jp/daijin/1e041.htm>）。
- 43) <http://www.mof.go.jp/daijin/1e039.htm>
- 44) <http://www.mof.go.jp/daijin/1e044.htm>
- 45) 同上。
- 46) インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ
- 47) <http://www.mof.go.jp/daijin/1e042.htm>
- 48) 拙稿「円の国際化と国際通貨化について 通産省と大蔵省の中間報告への論評と展望」『立命館国際研究』11巻3号（1999年3月）、「円の国際通貨化に関する外為審議文書の検討」同14巻3号（2001年12月）、これらの論文は拙書『ドル体制とユーロ、円』日本経済評論社、2002年の第11章に含まれている。
- 49) 同上拙書『ドル体制とユーロ、円』第11章参照。
- 50) 行天豊雄「アジア共通通貨（圏）を構想する」国際通貨研究所『News letter』2003年3月24日。

（脱稿 2004年6月25日）

The Japanese Response to the Washington Consensus in 1989-2000

This Paper will review Japanese response to the Washington Consensus in 1989-2000. In 1989, a World Bank's report (Levy report) caused severe controversy with Japan. Japanese OECF (Overseas Economic Cooperation Fund) criticized the Bank for the Bank's market oriented policy.

Next, Japan proposed the creation of the Asian Monetary Fund (AMF) in 1997. This proposal was a criticism to the IMF. The AMF proposal met with strong opposition from the U.S. and the IMF and was frustrated in September 1997.

But Japan continued to blame the IMF for conditionality to Asian countries. And Japan proposed economic assistance (\$30billion) to Asian countries in October 1998. This aid was called the New Miyazawa Plan and received warm welcome from developing countries.

Therefore, the U.S., IMF and World Bank are forced to reconsider their development policies.

(OKUDA, Hiroshi 本学部教授)